

平成 27 年 2 月 2 日

事業者の皆様

京都市上下水道局
総務部用度課

公共工事設計労務単価の改定及び「特例措置」等の実施について

当局では、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）が、国土交通省において決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、平成 27 年 4 月 1 日までに新労務単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）で積算した工事等について、以下のとおり、「特例措置」及び「インフレスライド条項の適用」を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「特例措置」の実施

平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結した工事等のうち、旧労務単価で積算したものについて、請負者の請求に基づき、新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算による請負代金額に変更する「特例措置」を実施します。

(1) 対象となる工事等

平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。ただし、協議の請求日時点で工期内のものに限りします。

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面（様式 1）により行うこととし、平成 27 年 2 月 2 日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から 30 日以内とします。

なお、工期終了後の協議の請求は受け付けられませんので、御注意ください。

(3) 協議の請求先

対象案件の担当課

(4) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算に基づく請負代金額に変更します。詳細は＜別紙＞を参照してください。

(5) 適用している労務単価の判断方法

入札公告の日によって、次の単価を適用しています。

入札公告の日	適用単価
平成27年3月31日以前	旧労務単価
平成27年4月1日以降	新労務単価

これと異なる単価を適用している入札案件については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

2 「インフレスライド条項の適用」

平成27年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、基準日から残工期が2箇月以上あるものについて、請負者の請求に基づき、賃金等の急激な変動に対処するための「インフレスライド条項」（工事請負契約約款第25条第6項）を適用し、新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算によって、一定額の増額変更を実施します。

(1) 対象となる工事

平成27年1月31日以前に契約を締結した工事。ただし、2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2箇月以上あるものに限りします。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等は、以下のとおりとします。

ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」といいます。）を請求した日とします。

イ 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期：基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式2）により行うこととし、平成27年2月2日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

(4) スライド協議の請求先

対象案件の担当課

(5) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算に基づき、一定額の増額変更を実施します。詳細は＜別紙＞を参照してください。

3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、平成24年に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、元請事業者においては、下請事業者との間で、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結するとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いをしていただくようお願いします。

4 その他

今回の新労務単価の上昇に関し、平成27年1月30日付けで、国土交通省から、建設業団体の長あてに、別添「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」が、通知されておりますので、これについても適切に対応していただくようお願いします。

「特例措置」及び「インフレスライド条項」による請負代金額の変更について

「特例措置」による請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

「インフレスライド条項」による請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」といいます。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。（スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。）

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times (\text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相應する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

ウ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については、考慮するものではありません。

(2) 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとします。

平成 2 7 年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新公共工事設計労務単価の運用に係る「特例措置」に基づく請負代金額の変更に
ついて (請求)

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 平成 年 月 日

5 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

国土入企第 26 号
平成 27 年 1 月 30 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.2%、被災三県の平均では 6.3%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 28.5%、被災三県の平均では 39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成 25 年 4 月及び平成 26 年 2 月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号及び平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号）を発出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には国土交通大臣が、同年 10 月 23 日及び平成 26 年 1 月 30 日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。

引き続き貴団体におかれては、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、

貴団体傘下の建設業者に対して、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう改めて周知徹底をお願い致します。

また、別添 1 のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

改正後の公共工事品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第 8 条第 1 項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第 8 条第 2 項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添 2 のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 394 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）1.（1）及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する
- ② 平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添 1 の 2. のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間に既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に参加するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成 24 年 4 月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。平成 26 年 9 月 30 日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされたところであり、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているので、ご留意願いたい。

4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善す

るためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、適正な額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

6. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。